

令和3年第1回
湖北環境衛生組合議会臨時会会議録

開会

令和3年5月10日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和3年第1回湖北環境衛生組合議会
臨時会会議録

令和3年5月10日（月曜日）午後2時49分開会

議事日程

令和3年5月10日（月曜日）午後2時49分開会

- 日程第1 座席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第6 議案第2号ないし議案第5号
 - 日程第7 議案質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 座席の指定
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 会議録署名議員の指名
 - 日程第4 監査委員の選挙
 - 日程第5 議会運営委員会委員の選任
 - 日程第6 議案第2号ないし議案第5号
 - 日程第7 議案質疑・討論・採決
 - 追加日程第1 議案第6号
 - 追加日程第2 議案質疑・討論・採決
-

出席議員 14名

1番	鈴木康仁君	8番	櫻井健一君
2番	大和田寛樹君	9番	小倉博君
3番	村上泰道君	10番	宮嶋謙君
4番	関口忠男君	11番	櫻井繁行君
5番	徳増千尋君	12番	長島幸男君
6番	高野要君	13番	村田春樹君
7番	鈴木行雄君	14番	木村喜一君

欠席議員 0名

法121条により出席した者

管理者	谷島洋司君	会計管理者	佐谷戸美紀君
副管理者	島田穰一君	事務局長	嶋田勉君
副管理者	坪井透君	庶務課長	高橋加通君
副管理者	田所和弘君	所長	三橋信一君

職務のため出席した者

課長補佐 古渡 正好 君

主 幹 金子 桂子 君

令和3年5月10日（月曜日）

午後2時49分開会

○議長（関口忠男君） 会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えいたします。

今般の新型コロナウイルスの感染防止のため、議員及び執行部の発言を含み、議場内でのマスクの着用を許可いたします。

なお、傍聴席につきましては、飛沫感染や3密防止のため、座席の間を空ける必要から、本日は6席に減らしましたことをご了解願います。マスク着用やせきエチケットについてもご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、令和3年第1回石岡市議会定例会において、石岡市副市長に選任されました田所和弘君が、組合格約第8条第2項の規定により、令和3年4月1日をもって副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、小美玉市選出の笹目雄一君、市村文男君より、令和3年3月31日をもって組合議会議員を辞職したい旨の書類提出がありましたが、議長においてこれを許可しましたことをご報告いたします。

後任といたしまして、令和3年3月18日開催の令和3年第1回小美玉市議会定例会において、村田春樹君、木村喜一君が選出されましたのでご報告いたします。

新たに組合議会議員となられました方々の議席は、ただいまご着座の議席をもって、仮議席といたします。

次に、監査委員から、令和3年1月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますので、ご報告申し上げます。なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今臨時会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	谷 島 君	会計管理者	佐谷戸 君
副 管 理 者	島 田 君	事務局長	嶋 田 君
副 管 理 者	坪 井 君	庶務課長	高 橋 君
副 管 理 者	田 所 君	所 長	三 橋 君

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。
これより議事日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（関口忠男君） 日程第1，議席の指定を行います。

今回選出されました方々の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

13番 村 田 春 樹 君 14番 木 村 喜 一 君

以上であります。

日程第2 会期の決定

○議長（関口忠男君） 次に，日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は，本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め，さよう決しました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に，日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は，会議規則第111条の規定により，

7番 鈴 木 行 雄 君 8番 櫻 井 健 一 君

の両名を指名いたします。

日程第4 監査委員の選挙

○議長（関口忠男君） 次に，日程第4，監査委員の選挙を行います。

本件は，監査委員1名が欠員となっているため，組合規約第10条第2項の規定に基づき，選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定に基づき，指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

監査委員に、村田春樹君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました村田春樹君を、監査委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

村田春樹君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

村田春樹君から、ご挨拶をお願いいたします。

○13番（村田春樹君） 監査委員に選ばれました村田春樹と申します。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員1名が欠員となっているため、組合議会委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、徳増千尋君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました徳増千尋君を、議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第6 議案第2号ないし議案第5号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第6、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて(令和2年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号))について、ないし議案第5号・和解についてを一括して議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて(令和2年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号))。

本件は、令和2年度の自治振興助成金に対する申請額が予算額を超えたため専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421,015,000円としたものでございます。

次に、議案第3号・専決処分に対し承認を求めることについて(湖北環境衛生組合公告式条例の一部を改正する条例)及び議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて(湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例)。

本件は、令和3年3月31日付で土浦市が組合構成市を脱退したことに伴う関係法令の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、議案第5号・和解について。

本件は、柏山浄化プラント対策委員会が原告となる水戸地方裁判所土浦支部平成29年(ワ)第262号請負代金請求事件について和解により解決を図るため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(関口忠男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第7 議案質疑・討論・採決

○議長(関口忠男君) 次に、日程第7、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

初めに、3番・村上泰道君。

○3番(村上泰道君) 3番・村上泰道でございます。議案第5号・和解について通告いたしました各項目につきまして、議案質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず1点目でございます。和解条項1について内容を確認いたしたいと思っております。和解条項1にございます、「本件業務委託契約等」の部分につきまして、その内容を確認いたします。こちらに記載されている「本件業務委託契約等」というのは、①平成23年4月1日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する覚書」、②平成27年10月25日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する業務委託」、③平成28年6月22日付け「業務委託契約書」の3つを指しているのかというものを確認したいと思っております。

続きまして、2点目でございます。和解条項2につきまして、内容を確認いたします。和解条項2にございます、紛争に関する件でございます。紛争が原告に起因するものではないというふうに記載等ございますが、こちらについて事実なのかどうかの確認をいたします。

3点目でございます。和解条項3(1)について内容を確認いたします。以前の定例会におきまして、先輩議員からもございました。また本日、訴状の写しも議場に配布されております。内

容といたしましては、未払金50万円についての論点であったかと思えます。今回の和解の解決金として100万円の支払義務がございますが、この100万円の積算根拠についてをお伺いいたします。

4点目、和解条項3(2)について確認いたします。指定口座の名義についてでございますが、こちらは団体なのか個人なのか。また、いずれでもない場合にお答えできる範囲でご説明をいただきたいと思えます。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） まず、1点目についてお答えいたします。石岡クリーンセンターの自然林広場の清掃・維持管理に関する業務委託契約とは、1つ目は、平成23年4月1日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する覚書」、2つ目は、平成27年10月25日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する業務委託」、3つ目は、平成28年6月22日付け「業務委託契約書」の合計3件でございます。

続きまして、2番目についてお答えいたします。本件和解草案は裁判所からの提案であるため、司法がそのように判断したものと考えております。

3番目の項目、100万円の算出根拠についてお答えいたします。本訴訟の和解金として裁判所が提案してきたこの100万円の算出根拠は、2通りございました。1つ目は、現在まで行われた数回分の草刈り代金を妥当な人数、労働時間、賃金単価で計算した実質金額でございます。2つ目は、単価を原告の主張額としたうえで、本訴訟が提起され、被告である組合が答弁書を提出するまでに実際に実施された2回分の代金でございます。両観点ともに100万円程度であったことによるものです。

4点目についてお答えいたします。口座等の内容が記載されていたため、個人情報の保護の観点から黒塗りさせていただきましたが、振込先は原告代理人弁護士となっております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 3番・村上泰道君。

○3番（村上泰道君） まず1点目でございます。「本件業務委託契約等」について示されましたが、ただいまご答弁いただきました平成23年4月1日付けの「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する覚書」、平成27年10月25日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する業務委託」、平成28年6月22日付け「業務委託契約書」というのが確認できました。こちらの3つの覚書、業務委託の契約書につきましては、令和元年の10月10日の当湖北環境衛生組合議会定例会におきまして、和解をいたしました議決の過去がございます。

内容につきましては、平成27年7月当時に柏山浄化プラント対策委員会が自然林の草刈り業務を行っていたことに対して住民訴訟が行われました。この住民訴訟は、水戸地方裁判所平成28年(行ウ)第12号及び平成29年(行ウ)第2号の損害賠償請求住民訴訟事件でございます。こ

こちらについては、一連の契約事項が不適切であったという内容を含む和解案が議会で議決されまして、住民相手方と和解した経緯がございました。つまり、こちらの内容についてはもちろん、今回の水戸地方裁判所土浦支部平成29年(ワ)第262号の請負代金請求事件につきましても、同じ事案について、まあ和解を図ろうという背景がございますけれども、過去一連の契約事項が一切不適切であったということも鑑みまして、こちらの内容について過去の内容と和解案についてのそごがないのかどうかというのが大変重要な論点かと思えます。

こちらに関して、当時も不適切な事務手続きであったということになるかと思いますが、2点目の和解条項が原告に起因するものではないというふうに和解案には書かれておりますけれども、当時の一切の契約事項の不適切であった理由といたしまして、一連の契約事項に関する予算措置がなされていない状態にもかかわらず、地域の理解を得ることなく一部の方々に構成された団体が一方的に草刈り業務を実施し、その後、権限を持たない職員が契約書を遡り作成したというふうに伝えられております。権限を持たない職員が何ら自らの利益もない中で、自ら進んで不適切な事務処理を行うということは考えにくく、こちらの紛争の起因というのは、解決金の妥当性や本件の解決する段階で総合的に判断する必要があるというふうに考えております。

ですので、こちらについて裁判所からの和解の提案というのはございましたけれども、その論点すべき起因する背景というのは、やはりしっかりと解決すべきものがあるというふうに私は考えております。

そして、3点目の解決金の積算根拠でございますが、現在までの業務も含まれているというご答弁でしたが、あくまでも和解につきましては、先に触れられました①の平成23年4月1日付けの覚書、②の平成27年10月25日付けの業務委託、③の平成28年6月22日付けの契約書にかかわる、あくまでもこちらの3点にかかわる未払いであるわけでございますので、私としてはこの3点の未払金が実際に司法の判断として、しっかり払わなければいけないということであれば私は払うべきだと思いますが、現在までの草刈り業務代をこの積算根拠に加えるというのは、また別な問題であるのではないかというふうに考えております。

ですので、今回、この第5号議案の和解について触れられている①②③について、その積算根拠、あくまでも原告側が求めている金額はしっかり払うべきものは払う。その他に現在までの業務として払うべきものがあるのかどうかというのは、しっかりときちんと論点を整理した中で、司法の判断をいただくのが私は筋ではないかというふうに考えております。ですから、この積算根拠のご説明いただきましたけれども、100万円を全て支払う義務があるかということに対しては、大変疑問を持っております。

そして、4点目につきましては、代理人弁護士ということで内容は理解いたしました。

総じまして、こちら和解についての内容でございますけれども、原則、原告側が実際業務として労務として対価として得られる部分については、支払うべきものは支払う。また、契

約書がない、また、労務として本当に積算されるものなのかどうかというのは、きちんと整理するべきものであるというふうに私は考えております。

ですので、この和解について、私は本日この内容そのままというものについては、大変疑義を生じているということでございます。本来、管理者等にご見解いただきたいところではありますが、和解について今係争中でございますので、なかなか答弁難しいと思いますので、私としましては確認ができたということで質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（関口忠男君） 次の質疑者に移ります。

1番・鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 1番・鈴木康仁です。通告に従いまして、2項目質問させていただきます。

まずは、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて。議案第2号ですね、一般会計補正予算の1。補正予算書の9ページから10ページにございます、自治振興助成金28万5,000円の増額補正についてお伺いいたします。伺うところ、この補正予算は交付対象3地区中2つの地区から交付申請があり、その申請の合計金額が当初予算60万円では補えなくなったため補正するとのことでした。しかしながら、この助成金の根拠となっている助成金条例を見ますと、第4条に助成金の限度額は管理者が当該年度予算の範囲内で決定する額とすると定められております。このような規定の場合、普通は当初予算に示された60万円が管理者の当該年度予算の範囲内で決定する額なんだろうと私は解釈するところではありますが、しかし今回、補正予算でそれを増額し、しかも管理者がそれを専決処分し、これは平成30年に助成金条例を議決し、去年、令和2年度の当初予算を議決した私たちですね、この議会を全く馬鹿にしている行為だと私は考えております。管理者にこのような専決処分が許されるものなのか。理屈上、この助成金の限度額は青天井となり、金額が何百万何千万と膨らんだところで、このような専決処分にいたってしまうのではないのでしょうか。この湖北環境衛生組合の議会は全く機能しないというか、言ったことをですね、可決させたものも無意味になってしまうと思うんです。

そこでまず、管理者はこの助成金の令和2年度の限度額をいくらと決定したのか。その理由は何なのか。2つの地区から申請が出てきて、その合計がいくらだからという答弁では納得できません。当初予算の60万円では助成金の目的が達成できないと判断した明確な理由とそれを決定したのはいつなのか。また、その限度額の引き上げについてどのように対象3地区に周知したのかお伺いいたします。

2点目として、助成金の交付申請の受理、確定通知書発送までの事務手続きについてお伺いいたします。先日、事務局にも確認したところ、令和2年度の助成金交付申請は、1地区は12月上旬、もう1地区が3月上旬に提出されたとあります。私がここで言うまでもなく、普通の助

成金、補助金と言い換えてもいいんですが、普通は最初に交付対象者が交付申請書を出してきて、それを組合が審査してですね、出してきた事業が条例の目的に合っていれば交付決定通知を出し、その後、交付対象者が何らかの補助対象事業を実施する、そういったものだと思います。そしてその後に実績報告書を組合に提出し、組合はこれを審査して問題がなければ最後に組合が確定通知書を発送する、そういった流れになるのが当然だと思います。

しかし、令和2年度、組合がやった手続きというのは、交付対象者がすでに実施してしまっている事業についてですね、助成金を申請する。それを追認して実績報告書を提出させると。こういう、補助金の交付決定より先にですね、事業を着手してしまった場合、事業の事前着手とか交付決定前着手と、そのような表現で一般的には補助対象として認められないのが常であります。国の補助金でも特別な理由がない限り、補助対象として認めてはもらえません。こんなことは、事務方の皆さんは先刻ご承知だとは思いますが、我々組合はですね、もう実施されている事業が申請が出てきても、はいはいと何も言わないで受理して実績報告書を後から出させて、予算が足らなければ補正で組んでいく、そういった流れをしているように私は思っております。足りなければ足りなくて交付決定額を予算内におさめるとか、そういうこともこのやり方ではできないと思います。年度末になって申請が出されて、予算が足りない、もう議会には間に合わない、専決処分するしかない。そんな理由でですね、平気でやっているとしたら、これは管理者も事務方も改めなくてはならないのではないのでしょうか。

私は石岡市議会から来ていますが、管理者も事務局長も石岡市の人間なので、正直な話、小美玉市さん、かすみがうら市さん含め副管理者を前にこんな情けないことを言うのは私も嫌ですが、ここで改めて言わせてもらおうしかありません。

長くなりましたがそこで、組合は令和2年度の助成金交付事務を条例と施行規則に照らして、どのように認識を持っているのか。特に、先ほど申し上げた助成対象事業の事前着手の問題をどのように整理しているのかお伺いします。

3点目、伺うところですね、この補正予算を専決処分する原因になった3地区の内の1地区ですね、行里川からの助成金交付申請は現在すでに取り下げられていると伺っております。そうしますと、現在提出されている交付申請は東府中の1地区だけで、この補正予算28万5,000円は必要なのでしょうか。疑問に感じるところでございます。それとも、もう専決処分をしてしまったから後戻りすることができず、不用額の28万5,000円を改めて補正予算で組むざるを負えないのか。そのあたりを管理者、事務局のお考えをお伺いします。

そして4点目になりますが、この自治振興助成金条例、そして施行規則、助成金の限度額、そして交付対象の配分について何の規定もなく、制度をきちんと支えるような内容になっていないと感じるんですけれども、この際ですね、この助成金条例を一旦廃止して、本当に地元で助成金が必要なかどうかよく考え、必要であれば、条例の内容を再度よく精査したうえで、来年の定例会で予算と一緒に出してきてはどうかと考えます。なお、つい先日あ

る人から伺ったところ、管理者自身もですね、助成金条例については前任の管理者が作った条例と施行規則で内容がないと、自分としてはこれを改正するつもりだという話をしたと伺っております。条例の改正、廃止かは別として、条例の内容がないという点は私も全くそのとおりだと思っておりますし、初めて管理者と考えが一致したとその時思ったわけです。私が聞いたこの話は本当なのか市長に、また市長に条例を改正するつもりがあるのかお伺いいたします。1回目です。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） ご答弁申し上げます。まず、1点目の対象3地区への増額補正の周知はしているかとの質問ですが、周知はしてございません。

2点目から4点目についての質問についてお答えいたします。令和2年度の自治振興助成金につきましては、2地区より申請がございました。令和2年12月18日付けで東府中地区から交付申請があり、令和3年1月20日付けで47万5,000円を交付決定いたしました。その後、行里川地区から令和3年3月8日付けで交付申請がございましたが、交付決定をするにあたり当初予算額の60万円では不足となるため28万5,000円の増額補正予算が必要となりました。議会を開催する時間がなかったため令和3年3月25日付けで専決処分し、令和3年3月26日付けで41万円を交付決定いたしました。自治振興助成金条例に助成金の配分割合、交付申請期間等が規定されておらず、交付申請があれば交付する必要がございましたので、条例の目的に沿って交付申請された地区への公平性の確保にも配慮して対応した次第でございます。

しかしながら、令和2年度につきましては議員のご指摘のとおりでございましたので、令和3年度につきましては条例等に助成金の配分割合、交付期間等を規定したうえで実施して参りますので、ご理解の程お願い申し上げます。

また、助成金の必要性につきましては、条例の目的に規定されているとおり、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るため必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 1番・鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 4点目のですね、市長からご答弁いただきましたところが抜けてまして、ここも最後に市長から伺うその前に、公平という言葉が出てきたんですけども、なかなかその公平というものがなかなか保ててなくて今の現状があるのかなと思うんですね。

それで簡単に言いますと、事前着手についてはどのようにお考えなのか、どのように解釈されているのかと先ほどの4点目の質問に対しての管理者からのご答弁がいただきたいと思っております。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 事前着手ということにつきましては、行里川地区につきまして3月

8日付けでの交付申請が初めてありまして、その後申請内容を精査して、事業目的に適合しているかないかを判断したうえで交付の決定をしておりますので、事前着手を認めたとかそういうことではないと認識しております。

〔「事前着手を理解していないんじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。議案第2号に係る自治振興助成金につきましては、先ほど事務局長が答弁したとおりでございます。

今後につきましても、交付対象地区への制度の周知徹底等を図りながら公平性の確保に努めるとともに、より良い事業となるよう進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

〔「答弁になってないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 1番・鈴木康仁君。

〔「言ってることとやってること違うじゃねえか」と呼ぶ者あり〕

○1番（鈴木康仁君） なかなかですね、私の質問の仕方が長々だったので分かりづらかったのかと思います。事前着手ではないと言うならそれでもいいんですけども、基本的には事前に審査をして交付対象事業が何なのか。

○議長（関口忠男君） 鈴木議員。

○1番（鈴木康仁君） はい。2回ですね。

○議長（関口忠男君） 2番目の。

○1番（鈴木康仁君） 議案第5号ですね。分かりました。

○議長（関口忠男君） 議案第5号について議案質疑をお願いします。

○1番（鈴木康仁君） 分かってから次年度はやった方がよろしいのかなと思います。

続きまして、第5号議案、和解についてであります。先ほども先輩議員がですね、詳細については質問していたわけではあります、ちょっと私も解決金100万という解釈の中に事務局長がですね、労務費という言葉を使ったのは気になるころではあります。

私はですね、議員になってまだ2年目、ここに来て過去のことが結構出てくるんですけども、この5号議案の和解問題についても、なかなか全体を周知することはですね、起訴状の方、素案等を読ませていただきましたが、なかなか100%はですね、理解することができませんので、私なりに聞きたいことを率直に聞いていきたいと思っております。

和解条項を見ますと、裁判所はですね、地元の皆さんは悪くないと言っているように感じますし、組合に謝罪してください、仲良くしてください、未払金は払わなくてもいいですよ、そのようなことを謳っているような気がします。この和解案は裁判所が提示してきたものなのでしょうから、これはこれでいいと思いますが、この議案自体ですね、湖北環境衛生組合という団体はこれをどう受け止めるのかということを知りたいんですね。

先ほども先輩議員のご質問の中にですね、過去の議会での経緯がありました。それを聞いていますと、また私は余計分かんなくなってしまうんですけども。簡単に言うならば、この施設はですね、一般的には迷惑施設ですから地元の皆さんと理解のうえ協力し合っただけですね、お互いの存在を認めて協力し合いながら仲良くしていくのが一番だと感じております。そんな中でこういうことがあったわけですから、今後ですね、この施設がここで地域住民の理解のうえ運営していくためには、この和解勧告を受けて組合としては地元の皆さんにどのように謝罪を行い、どのような関係修復、謝罪だけではなくてその後の関係修復、ここをどのように進めていくのか、他のどのような案があるのか、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

1回目、終わります。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） お答えします。水戸地方裁判所土浦支部平成29年(ワ)第262号請負代金請求事件につきましては、柏山浄化プラント対策委員会委員長が原告となり、平成29年7月5日に訴訟が提起されました。内容としましては、組合に平成29年3月に実施した枝打ち剪定費用50万円を請求するものでございます。現在までに20数回の口頭弁論を行った後、令和3年3月26日に裁判所より本件は和解することが相当であるという意見とともに和解案が提案されました。組合といたしましても和解が相当と考えましたので、議案を上程させていただきました。和解の成立後は、告示及びホームページへの掲載をいたします。

以上でございます。

○議長（関口忠男君） 1番・鈴木康仁君。

○1番（鈴木康仁君） 事務局長から当たり前の、こう答弁だったんですけども、和解っていう言葉を重く感じていただきたくて、今後このような争いが二度と起きないように地域住民の方にどのように接していくのか。何か修復関係を図る、これ結構地域住民の方自体も争っちゃったりいろいろしている問題だと思うので。そのような中、今後のこの施設のこの和解を踏まえたくて地域住民にどのような考えがあるのか、管理者も含めご答弁いただければと思います。2回目。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 和解の成立後は、和解の内容に沿って誠意ある対応をして参りたいと考えております。

以上です。

○議長（関口忠男君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。議案第5号・和解における内容でございますが、先ほど事務局長が答弁したとおりでございます。

いずれにしても、地域の皆さんとともに、この施設、ご理解をいただきながら運営し

て参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 次に、6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野でございます。

まず、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについてお伺いいたします。私も先ほど同僚議員から聞きまして、2地区が出てきたために不足したから専決処分をしたということではありますが、その後に取り下げられたということですね。まあ地域の人たちがどういうことに取り下げたのかは理解はできませんが、私どもの仄聞するところ、コロナ禍の中で、まあ総会といったこともできないので規約には則れないというようなことが想定されます。まあ総会、この助成金につきましては、私も長い間質問して参りましたが地元の総意ということがあるんで、総意でない、私の個人の見解では、申請書は出せないというようなことでお断りをしていましたということですね、私もお話をいただきました。それは妥当ですよ。やはり、総意という言葉がある以上は個人の見解で物を進めてはいけないのかなというふうに私も判断をし、そのようなお話をいたしました。私は〇とは言っておりませんが、そのような内容、結局何かというと、周知が全て足りない。地域に対して周知はしない。ただ集まりやっても、ただ本当に地域の人たちを卑下するようなことばかりで。

1つの例を例えますと、地域の人と会合をした際に同地区の区長さんが説明が足りなかったために間違ったことを言ってしまった。すぐに朝電話をすると、もうあなたたちは言ったんですと。決まったんですから、それは取り下げできませんと言われたと。その、まあ事務局の方々、局長も含めてそんな権限ないでしょ。今泉市長は裁判の中で、ここの職員に権限は与えてないんです。そういった人たちが権限を持って対処して、そういう暴力的な言葉も使っているわけですよ。私はまずもってですね、本当にもっと紳士的に対応してもらいたい。

まずそういったこともありましたけども、最近になって、管理者は衛生組合の方々と話した時に、この助成金は目的がないです、内容がないんです、そのようなお話をされたら。管理者で条例は変えられますので、いつでもできます的な発言をしたっていうんですね。大変な問題ではないですか。目的もない内容もない。それでお金を払うということはとんでもないことなんですよ。やはりきちっとした目的の下にね、助成制度なんかというのはあるものですから。ですからね、私はこれ付度と思っているんですよ。どうしても払いたい。それがゆえにね、このようなね、手段に出てきているのかなと。これは私の憶測ですがね。

そこで質問に入りたいと思います。市長ね、信念を持って皆さんとこれから和解とか何とか言ってます。もう市長は和解とかね、皆さんとこれから上手く付き合っていくと言ってますけど、この3地区においてはなかなかね、もう戻ることはないと思います。私の考えです。壊したのは管理者です。はっきり申し上げます。悔しいです。皆楽しくやってきたこの地域を僅かな金とかね、そんなことで壊したわけでありまして。それは選挙運動か何か知りませんが、あなたの。しかしながら、地域の人たちは純粹ですから動くんです。管理者ね、今、事務局長

の申したとおりでございます。じゃあ事務局長が間違っていたら責任取られますか。もうちょっとね、真摯に向き合ってください。答弁ももう少し勉強して覚えてください。人と人の会話です。私はそう思います。

まあそんなことでね、今、鈴木議員の質問にもありましたが、3地区の内ですね2地区から交付申請があり、60万円では賄えなくなって補正のことと私は判断いたします。この助成金の根拠となっている助成金条例を見ますと、第4条に助成金の限度額は当該年度予算の範囲内で決定する額と定められておりますが、これ限度額を超えてね、青天井、先ほど言いましたけど。局長は言ってます。申請があればいくらでも払います。こういう助成金ってありますか。助成金つつうのはね、足りない不足の部分とかそういったものを補ってあげるのが助成金でね、固定費、地代まで払ってます。ばら撒きですよ。それだったら、地域の皆さんも公平にということをしっかり言ってるわけですから、私は公平にすべきじゃないのかなというふうに思います。まあ質問の趣旨から外れますんでね、この自分で述べている限度額を超えることに問題はないのかね、お伺いします。

それとですね、補助金の交付決定より前にですね、先ほどありました事前着手ですね。まあ局長、内容が分かってないらしいんですが、やはり最初にですね、先ほど言われましたように交付申請書、対象者が交付申請書を出して、事業をやった実績報告書を出して、確定通知書もらう、これが一般の流れなんです。こういったことをやらないと、本来は助成事業としては成り立たないんです。これでお金払ってるのおかしいんです。財政行って聞いてきました。名前は言えませんが、石岡市ではそういうことはありません。他の自治体でもありませんと言ってます。小美玉市でもかすみがうら市でもないと思いますよ。そういったことを平気でここはやっているんですよ。法律も何もないんです。自分の思ったままにやっていると。これ問題ないですか、事前着手。○だったらお金もらえないし、新聞騒ぎになりますよ。

それとですね、この自治振興助成金ですね、以前のちょっと話し合いの中で某地区の人たちと話した時に迷惑料が含まれているという話を職員がしておりますが、本当に迷惑料が入っているのか。自治振興助成金の内何%でも迷惑料が入っているという話をしたと。これ大勢の方が聞いてますから、自治振興助成金の中で2つの振興と迷惑料っていうんですか、2つ出てきちゃってるんですよ。この件についてもお伺いをいたします。

それとですね、この自治振興助成金、大義名分立派に今聞きましたけど、本当にそんな大義でやってるんですか。私はこの自治振興助成金っていうものの中身がね、ここで議員やっても分からないんですよ。地域の振興とか何か言ってね。どんな振興を図ればいいのか。電気代と街灯代と地代とそんなものが。イベントとかそういったね、ことがあってそういった時に使ってもらおうお金であればいい。まだコミュニティーから言えばね、電気料なんかも仕方ないのかもしれないけど。きちっとしたね、誰も分かんない、職員だけが知ってて、んで

職員何言うかと思ったら、こないだある地区の区長さんにああいうのも入れてもらったらいんだよね。今度それ入れますよ。そんな馬鹿な話ありますか。管理者しっかりしなさいよ。この自治振興助成金についてもね、ちょっとよく分かるように聞かせてください。

あとですね、最後になります。この助成金については条例が制定された平成30年以降、地元への説明を行うことなく、昨年度は申請0、2年目は申請1件だったと思っています。令和2年度になって地元の皆さんや議会から出る、組合のやり方がおかしいではないかという声が上がって、ようやく地元への説明と助成金の地区ごとの配分に関する話し合いを行ったと伺っております。まあそれ自体はですね、別に問題はないんですが、私が1つ気に掛かっているのは、その話し合いの場で組合事務局の方が東府中区は地元なので迷惑料を25%上乗せするような話をしたということを知ったということです。4つに分けて、1:1:1。25, 25, 25。1つの25は迷惑料で払う。これははっきり明言しております。これは本当に助成金と捉えてよろしいんですか。条例を見ましても、助成金の目的は、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に関わる地区自治の振興を図るためと書いてあって、助成金は迷惑料だということはどこにもないわけです。で、私もですね、議会もこれを迷惑料だとは思っていないと思っております。

そこでですね、最後伺いますが、先ほど私が申し上げたような地元3地区との話し合いの場で、3地区への配分はどのように決まったのか。私が聞いた範囲では、各地区25%ずつで東府中は迷惑料として25%上乗せという話を聞いておりますが、これは事実なのか。事実であるとするなら、この助成金を条例にも書かれていない迷惑料という名目で支出することがですね、法的に可能なのかどうか。法律的にね、可能なのかってことです。そしてですね、職員、このパーセントをどこがいくらもらうっていうのをね、これは呆れた話ですから笑い話に聞いてやってください。何をしたかという、話し合いがつかないのが多数決でやってください。3人です。ある地区の区長さん怒っちゃって、こんなのどうでもいいやと。その人は申請もしておりません。そこでその後、職員に私が聞きました。何で、助成金なんていうのは行政が決めるものであって住民に決めてもらうものではないでしょ。だからあんたら行政制度の根本をね、本当に分かってんのかと。誰が考えてもそうですよね。それをですね、多数決で決めさせたんです。それだけだったらいいんです。それは誰がこういうことをさせたのか聞いたら、はっきり管理者ですって。

〔「え」と呼ぶ者あり〕

○6番（高野要君） 言ったんですよ、職員が。私のほか、人も聞いてます。管理者がね、助成制度をね、逸脱してね、多数決で決めろなんていうことはね、あり得ない話ですよ。もう怒る気にもなりませんけど。管理者もう少ししっかりしてくださいよ。何をやってもいいです。事業はたくさんやりましょうよ。でも逸脱したこと、やってはいけないこと、そういったことね、遵守事項は守りましょうよ。そう思いませんか。

今ね、いくつか述べてみました。答えられないことは別に答えなくても結構です。私も言質はとっておりますんで。まあ答弁できれば。本当に時間がないんでお願いします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） お答えします。先ほどのご答弁と重複いたしますが、自治振興助成金等に助成金の配分割合、交付申請期間等が規定されておらず、交付申請があれば交付する必要がございましたので、条例の目的に沿って、交付申請された地区への公平性の確保にも配慮して対応した次第でございます。

また、助成金の必要性につきましては、条例の目的に規定されているとおり、先ほど議員方でもお話がありましたとおり、し尿処理事業に対する住民の理解と認識を深め、生活環境に係る地区自治の振興を図るため必要であると考えております。

〔「答弁それだけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） 答弁しっかりとありがとうございました。ほとんど答えてないですね。まあ局長も少し勉強してね、質問事項をメモることくらいは必要でしょう。局長にこれ以上言っても無理でしょうし、事務局長無理でしょう。目瞑ってます。これ以上は求めませんよ。

でもね、こういった事業、私はね、やってあげたら喜ぶ事業です。それでね、議員の皆さんとか管理者に申し上げますけど、皆さん、迷惑料は終わったので公平性を持って皆さんにお願いしたいということなんです。そうすればいつでも甘んじてお受けいたします。それがどうしてもね、1ヶ所に50万円払いたいがために、誰もが知ってますよ。夢中でね、管理者が動いている。本当茶番で見てられないんです。今度副市長にもよくお話してあげましょう。そういうのではなく、大局的にものを見て、この地域に世話になってるんだから皆さんに喜んでもらう。市長が行った時は、区長さんどうもお世話になります。今違うでしょ。何来やがったんだ、皆そうですよ。人らのとここんなに壊しやがって。今泉さんに引き続きそうですよ。小美玉市さんもあれですよ、かすみがうら市さんも知らないふりしてるけど、一緒になってやったんですからね。皆の話聞いといて、皆がご相談に行きました。しかしどうでしょう。相談はうわの空。まあ議長が見てるんで、質問と離れてしまっているかと思えますんでね。

まあ今後ね、この助成金、各管理者に副管理者にもお伺いしますが、もう迷惑料というよなね、こういったことは終わったんです。迷惑料の覚書の中にも一括で支払う。迷惑料は。それで済んでる。それを未だ持ち出してね、こういうことをやっていること自体がね、もう時代遅れですよ。本当にこの地域を良くするんであれば、しっかりと皆さんがね、どこの地域の人たちも笑っていただけるようなね。何回会合やっても皆さん言ってるんですよ、公平にお願いしたいって。それをね、職員がね、のまないんです。悪いんですよ、ここの職員は。はっきり言いますが。そうですね、公平にしましょうっていうこと言わないんです。多数決にしましょう。助成金の多数決なんてね、会計管理者いますけど、どこにありますか。管理

者、勉強の必要性があります。苦言を申し上げます。副管理者も補足してあげてください、分からないところは。まあどうせ答弁返らないでしょうから。あれかな、これもう1回質問というか、答えもらえるんだよね。

じゃあ、今後この、あれですね、なんだ、この助成金について副管理者にですね、今後どのように進めたらね、一番皆さんが喜んでくれる一番ベターなね、助成金になるのと思うのかお考えをお伺いいたしまして私の質問を終わりにします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

〔嶋田君じゃなくて〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） いや、1回事務局長が答えますので。

○事務局長（嶋田勉君） し尿処理施設の運営に係る地区住民の皆様方の理解と認識を深めることによりまして、地区自治の振興に寄与できるような効果を期待して進めて参りたいと考えます。

〔はい、分かりました。副管理者にもお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 副管理者・島田君。

○副管理者（島田穰一君） 大変ご苦勞様でございます。私の方からも答弁させていただきますが、よく管理者、副理者そして事務局等々で話し合いをしながら良い結果が出るように、また、皆さんにご理解いただけるように、地元の協力体制の皆さんにも迷惑しないようにということで考えて参りますので、よろしくをお願いします。

〔田所副管理者どうですか。初めて来て申し訳ないけど〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 副管理者・田所君。

○副管理者（田所和弘君） ご質問ありがとうございます。

助成金につきましてはですね、まあご指摘のとおり不備な点がいくつかあるように私にも見受けられましたので、この点については事務局の方には改正して地元のために行えるように○。今後ご迷惑にならないように改正等をして、皆さんのご意見等も踏まえながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） それではですね、次の和解のついてですね、質問させていただきます。

今回和解案が出ましてですね、地域の方ともお話ししてみました。実際同僚からもお話がありました。地元の皆さんが請求したのは50万円であったのかなと思います。これはあの第1回、50万円を請求しても払ってくれなかったのですね、早急にその1か月分を請求したのかと思います。その100万についてはでございますが、事務局長がどのように聞いているかは分からないんですが、私の聞いた話ではですね、その50万円の仕事を1か月と翌月までは契約が成立しております。2か月間はですね、それは問題ないと。それで2か月が終了したのちに、今泉市長が一方的に契約の解除をしたので、2か月以降は法律的にまあお金を請求す

ることは困難であろうということで、それが裁判所の見解であるのかなど。よって2回分。2回ですね、2回分。50万、50万の2回分で100万といったことかと私は思っております。

それから私はですね、今、100万円で払いすぎだ、不足だというようなこと言ってますけど、実際にはここではですね、草刈り代、この地域の人たちに700万。

○議長（関口忠男君） 質疑時間を過ぎてますので、簡潔に質問をしてください。

○6番（高野要君） あれ、これ全部で20分。

○議長（関口忠男君） そうです、はい。

○6番（高野要君） ああ、そう。そういうことです。それでね、この和解案についてはですね、決してどちらも得はないんでしょうけど、地元の皆さんは700万の草刈りをして、その内の一部100万が裁判所で認めたということで、600万円については副管理者の島田さんは、それはやってくれたんだからそれは払うよと今まで言っていたんですが、それも法的には無理かと思えますんでね。皆さん4年半の草刈りはただ働きということです。私はこの辺のところね、道義的にどう思うか管理者にお伺いをいたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） お答え申し上げます。現時点では裁判が結審しておらず、ご答弁申し上げられませんが、いずれにしましても、本件裁判の早期和解に向けて努力して参る所存でございます。

以上です。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、原案に反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

初めに、反対の討論はございませんか。

3番・村上泰道君。

○3番（村上泰道君） 議案第5号・和解について、反対の立場から討論いたします。

本請負代金請求事件につきましては、令和元年第2回湖北環境衛生組合定例議会におきまして、平成27年7月当時、柏山浄化プラント対策委員会が行っていた自然林広場の草刈り業務に対し、住民監査請求及び住民訴訟水戸地方裁判所平成28年(行ウ)第12号及び平成29年(行ウ)第2号損害賠償請求住民訴訟事件が提起され、平成23年4月1日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場に関する覚書」、平成27年10月25日付け「石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する業務委託」及び平成28年6月22日付け「業務委託契約書」に関しての一連の契約事項が不適切であったとの内容を含む和解案を議決し、住民相手方と和解した経緯を持つ事案が背景にございます。

本件の起案するところは、一連の契約事項に関する予算措置がなされていない状態にもか

かわらず、地域の理解を得ることもなく、一部の方々に構成された団体が一方的に草刈り業務を実施し、その後、権限を持たない職員が契約書を遡り作成したと伝えられております。権限を持たない職員が何ら利益もない中で自ら進んで不適切な事務処理を行うことは考えにくく、紛争の起因、解決金の妥当性など、本件の解決する段階ではそれらを総合的に判断する必要があると考えます。

和解とは、互いに譲歩し合って争いごとをやめる。今請負代金請求に関する和解案は内容が一方的であり、互いに譲歩したとは言い難く、今定例会に提出された第5号議案・和解については、組合構成住民に到底説明できるものではございません。

また当事者、また被告、原告ともに、その和解案の内容についてしっかりと判断を得るために、事案の内容を踏まえ、湖北環境衛生組合請負代金請求事件水戸地方裁判所土浦支部平成29年(ワ)第262号請負代金請求事件につきましては、和解による解決ではなく、司法に判断をゆだねることを私は求めたいというふうに思います。

よって、議案第5号・和解については反対するものでございます。

以上で終わります。

○議長（関口忠男君） 次に、賛成の討論はございませんか。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 賛成の立場から討論をいたします。

今、反対討論ございました。確かにですね、この一方的という、住民の方々が正しいという判断が裁判官からなされております。これは弁護士が出したわけでもありませんし、我々が、皆さんが望んだものではないんです。裁判官がもういい加減にきなさいよと。こんなことで騒いでる余地はないっていうようなことで尋問を行い、そして終結を迎えたということでございます。

ここではっきり申し上げますが、損をするのは誰でしょう。住民です。住民は裁判の訴訟費、何にも分からない。ここで草刈り貰ったことで大損です。それで結局は覚書がある。横田市長と交わしたものだから間違いない。皆さん5年間に渡ってその草刈りを続けてました。まあ今回は裁判所からのね、何て言うんですか、もう弁護士もやめなさいということですね、草刈りも入ってございませんけど。じゃあここで損得の問題を考えたら、行政は何も損してないじゃないですか。地域の住民をただいじめただけです。

では、はっきり申し上げますけど、最初に一議員から金銭的な問題、また、事務的な問題で問題があると住民監査請求が出された。それに乗った管理者が、今度は規約がまずい、提出されてない、それで金は払わない。そういった本当に暴力的なことをね、やってきたんです。私も地元の議員として一人でありましたが、ここで管理者と議論を重ねてきました。もうね、いい塩梅にしてあげてくださいよ。悪いのは誰ですか。この和解書見ても、住民にどこが悪いんですか。結審を見て何やるんですか。住民が勝った時どうするんですか。市長さん方、管理

者辞められますか。議員の皆さんは辞めますか。そういうものじゃないでしょ。地域の住民、石岡の市民です。そうしたら議員さんをお願いしますけど、もう5年という長い月日をかけてこのようなことをして、初めてようやくね、裁判官の勧めで和解で終わろうとしてます。住民の人に悪くなかったって、良い事じゃないですか。これで住民が悪かったらどうするんですか。皆さんもですね、まあその辺のところを理解しまして、私ももうこういうことでね、ここでね、議論をし、大きな声で話してることもね、もうだいぶ疲れてきましたので、まあご理解をいただいでですね、住民を考えた中で損得はあるでしょう。しかしながら、私は和解を望むところでございます。

議員各位の賛同よろしくお願いいたしまして、賛成の討論を終わります。

○議長（関口忠男君） 他にございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第2号・専決処分に対し承認を求めることについて(令和2年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号))を採決いたします。

この採決は、起立により行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第3号・専決処分に対し承認を求めることについて(湖北環境衛生組合公告式条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第4号・専決処分に対し承認を求めることについて(湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第5号・和解についてを採決いたします。

〔宮嶋謙君退席・出席議員13名〕

○議長（関口忠男君） この採決は、起立により行います。本案は、原案のとおり決すること

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時10分休憩

午後4時20分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま管理者から、議案第6号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)が提出されました。

お諮りいたします。本案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時23分再開

追加日程第1 議案第6号

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1、議案第6号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第6号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）。

本件は、本日、議案第5号・和解についてが可決したことにより生じる所要経費を補正するものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,660,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,385,000円としたものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（関口忠男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案質疑・討論・採決

○議長（関口忠男君） 次に、追加日程第2、質疑を行います。質疑は、挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、原案に反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

初めに、反対の討論はございませんか。

次に、賛成の討論はございませんか。

ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第6号・令和3年度湖北環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、令和3年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査を議題といたします。

今年度の調査につきましては、今般のコロナ禍の現状を鑑み、中止といたしたいと思えます。

お諮りいたします。本件を中止することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、本件は中止することに決しました。

以上で、今臨時会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和3年第1回湖北環境衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

大変、ご苦労様でした。

午後4時28分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 鈴 木 行 雄

署名議員 櫻 井 健 一